

ミャンマーにおける尼僧の歴史と役割

サッチャー ナンディー

古来、印度から伝わった仏教のうち上座部が主に信仰されてきた、スリランカ（旧国名セイロン）、ミャンマー（旧国名ビルマ）、タイ、カンボジア、ラオスなどにおいて、仏教の女性出家者の存在が認められる。スリランカではダサシルマター、ミャンマーではティーラシンなどと呼ばれている。実際、そういった女性出家者たちは、仏教徒の総称たる四衆、いわゆる比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷などの内に含まれない存在であるため、正式な出家者としては認められていない。そもそも、比丘尼僧伽は釈尊の養母マハーパジャパーティ・ゴータミーの幾度にもわたる懇願によって、ようやく許され成立したものであった。その後、スリランカで10世紀頃まで存続したが、上座部ではついにその伝統が絶えた。

しかし、20世紀終わり頃、上座部において比丘尼僧伽を復興する動きがスリランカに始まった。それは、台湾や韓国などにて『四分律』の伝統を維持する比丘尼僧伽から、上座部の比丘尼たろうとする女性たちが具足戒を受けて比丘尼となることによって、インドで成し遂げられたのである。しかし、南アジアやミャンマーを含む東南アジア諸国では、上座部本来の比丘尼僧伽の伝統はすでに滅びていたために、また東アジアにおける比丘尼僧伽の伝統は大乗の系統に属していたために、そのように受戒した女性たちは現在も正統な比丘尼として認められていない。比丘尼僧伽復興運動の起点であったスリランカでも、同様に上座部の比丘尼として認められない、とする反対意見も根強く存するものの、すでにその存在が社会的に既成事実化しており、もはや黙認されているかのようである。ただし、ミャンマーでは、比丘尼僧伽の存在を認めない代わりに、19世紀のコンバウン王朝（1752-1885年）末期から存在していたティーラシンといわれる尼僧たちを上座部に属する出家者として社会的に認め受容している。東南アジアの上座部仏教圏の比丘尼僧伽は以上のような歴史状況にある。

本研究の目的として、現代上座部の比丘尼僧伽が不可能であることの根拠とされる「八重法」（Atṭha-garudhammā）の規定、すなわち、マハーパジャパーティ・ゴータミーが女性として初めて出家を希望したのに際して、その条件として釈尊が制定したとされる八条からなる規

定を、文献学的方法論に基づいて分析する。また、他国ではほとんど知られていないミャンマーのティーラシンの歴史・役割と生活を实地調査し、現代のティーラシンたちと比丘尼僧伽復興運動との関わりと、その復興に対する彼女たちの関心や意識を調査した。

本研究の構成は、大きく前篇と後篇とに分けられる。前篇では、釈尊時代の女性出家者（比丘尼）の実態を解明した。第1章では、『パーリ律』『比丘尼毘度』ならびに、それに対するブッダゴーサ（Buddhaghosa, 5c.）の注釈書（*Samantapāsādikā*）の新たな翻訳研究を元に、先行研究の理解との相違点・問題点を提示する。第2章では、『パーリ律』『経分別』中の「比丘尼分別」とブッダゴーサの注釈を確認し、そこから古代の比丘尼僧伽の諸規定を検討した。第3章では、『パーリ律』『比丘尼毘度』に記載される、女性が出家して比丘尼となるための要件たる八重法と、上座部以外の諸律蔵に記載される八重法を比較することにより、その諸問題、特に第六重法に関する問題点を明らかにした。

後篇第4章では、ミャンマーのティーラシンがスリランカで比丘尼となった事に関して、ミャンマー国家僧統委員会により上梓された『比丘尼についての裁定資料』（*Bhikkhuniwinissaya Sardan*）の諸問題を検討し、特に比丘・比丘尼の性転換について詳しく論じつつ、比丘尼僧伽復興のための「性転換」を考えるにあたり、現実的にはあり得ないことを論じた。第5章では、現代上座部における比丘尼僧伽復興運動の誕生と展開を辿り、考察を加え、仏教における正統な女性出家問題が伝統的にも学術的にも解決を見ていないことを確認した。第6章では、コンバウン王朝末期に始まると言われる、ティーラシンの形成について検討し、さらに現在のティーラシンたちが上座部における比丘尼僧伽復興運動についてどのように考えているかの調査結果とスリランカ現地での聞き取り調査の成果を述べた。

本研究の成果として、前篇より上座部において『パーリ律』『八重法』（①受戒して百年経ていようと、比丘尼は、今日受戒したばかりの比丘であっても礼拝・奉迎・合掌・尊敬しなければならない。②比丘尼は、比丘のいない住处において雨安居してはならない。③比丘尼は、半月毎に、比丘僧伽にて布薩についての質問と教誡とを受けに行くという、二つの法を請わなければならない。④比丘尼は、雨安居後、両僧伽において見・聞・疑の三事によって自恣を行わなければならない。⑤比丘尼は、もし重法を犯したならば、両僧伽において半月摩那埵を行わなければならない。⑥二年間、六法について学処を学んだ式叉摩那は、両僧伽において具足戒を受けることを求めなければならない。⑦比丘尼は、比丘に対していかなる理由でも罵ったり謗ったりしてはならない。⑧今より以降、比丘尼たちが比丘たちに話すことは禁じられる。比丘たちが比丘尼たちに話すことは禁じられない）は、「比丘尼毘度」のみに記載されているではなく、比丘波逸提法教誡品第21条にも記載されている点や比丘尼波逸提法と対応している点が明確となった。また「八重法」第六重法の「両僧伽において」という規定を絶対不可欠の条件とはみなし得ない、とする説は過去そして現在もあ

る故に現代ミャンマーの僧侶たちが『比丘尼についての裁定資料』で断じたように、必ずしも現代における上座部の比丘尼僧伽復活は全く不可能とすることは出来ないという結果が得られた。

後篇より、19世紀頃からその社会に受容されていったティーラシンという存在は近代から今に至るまで、女性の仏教への宗教的要求と、さらに女性の貧困と教育を支える、欠くべからざる存在としてミャンマーにあり続けていることが分かった。また、現地調査結果において、2003年以降、ミャンマーでは比丘尼僧伽復興運動に参加して自ら比丘尼になろうとする者は一人として無いという結果やダサシルマーターには、現代に存在する比丘尼の正統性を認める者が見られないという結果が得られた。